

市民意見交換会にかかる意見・質問及び回答(令和6年12月末時点)

委員会名:経済環境常任委員会

番号	委員会等で整理した市民からの意見・質問等	意見・質問等への対応(執行部からの回答内容を含む)
1	<p>ごみ、猫・犬のふんのポイ捨て防止に向けて、大分市ポイ捨て防止等強化区域の範囲を拡大し、住宅街も対象とする考えはないか。</p>	<p>担当部局(環境部)から「本市では、たばこの吸い殻や空き缶、飼い犬のふんの散乱の防止等に関して必要な事項を定めた「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」を制定し、平成18年7月から施行している。本条例に規定するポイ捨て防止等強化区域は、大分駅北側の府内中央口広場から中央町、府内町、大分駅南側の上野の森口広場と大分いこいの道を指定しており、ポイ捨て防止等指導員6人が3班体制により巡回パトロールを実施している。さらに、強化区域内で2回以上の違反者には同条例施行規則に基づき、過料2千円を徴収している。この強化区域を本市の住宅街など人の往来が限定される地域にまで広範囲に拡大して同様に対応することは、財政的な負担などを考慮すると困難であると考えている。そこで、これまでと同様に、啓発活動や市報等においてポイ捨て防止を呼びかけるほか、自治会等の申請により「ポイ捨て防止看板」、「飼い主にフンの後始末を呼びかけるための看板」などを無料で配布するなど市として可能な支援を行っていく。また、ポイ捨て防止等強化区域外においては、定期的に地域を変えながら広報車による広報活動を行っており、もし、重点的に広報が必要な場合は、希望する地域で広報活動を行うことも可能である。その他の対応としては、「大分市ポイ捨て等の防止に関する条例」において、市長が必要と認める場合は、関係機関に対し協力を要請するとしていることから、極めて悪質な場合は、自治会や所管の警察署などと連携を図り、厳正に対処していきたいと考えている。」との回答がありました。</p> <p>本委員会としては、ポイ捨て等の防止の実効性が高まるよう取組を注視していきます。</p>

市民意見交換会にかかる意見・質問及び回答(令和6年12月末時点)

委員会名:経済環境常任委員会

番号	委員会等で整理した市民からの意見・質問等	意見・質問等への対応(執行部からの回答内容を含む)
2	本市の観光振興戦略について聞きたい。	<p>担当部局(商工労働観光部)から「本市の観光振興戦略については、令和4年に策定した「第2次大分市観光戦略プラン」で本市の魅力ある観光の振興を具現化するための基本的な方針を定めている。その中で、本プランの先導的な取り組みとして、「O i t a観光リボン」をキーワードとする4つのリーディングプロジェクトを設定している。この4つのリーディングプロジェクトの内容は、①「食を活かした観光イメージの構築や食コンテンツ開発推進」②「西部海岸地区の魅力増進による誘客と市内全域への周遊促進」③「ビジネス客・ひとり客の滞在時間延長につながる着地型観光推進」④「インバウンド回復を見据えた情報発信と受入環境の整備推進」というものである。現在、このプロジェクトに沿った主な取り組みとして、出張者をターゲットとした食パンフレットの作成や、工場夜景クルーズ実証事業、ワーケーション推進事業、外国人旅行者に向けた雑誌やSNS等のデジタル媒体を活用した観光情報の発信等を行い、観光振興を図っている。今後も様々な観光資源を活用し、観光振興に取り組んでいきたいと考えている。」との回答がありました。</p> <p>本委員会としても、今後の観光振興戦略の動向を注視していきます。</p>
3	道の駅たのうららには、高齢者や子供連れが食べられるものが少ない。店舗やメニューを検討してほしい。	<p>担当部局(商工労働観光部)に確認し、「道の駅たのうららの整備は、設計建設・維持管理運営を一括発注し、入札審査を経て事業者グループを決定したところであり、現在は落札した事業者グループが設立した運営会社が運営や維持管理を担っている。また、飲食や物販等を行う収益エリアについては、運営会社が本市へ賃貸借料を支払っており、このエリアについては、運営会社が採算性や販売条件等を考慮しながら、飲食施設のテナントや商品の出荷者等を選定し、運営を行っている。本市としては、地域振興の観点から、運営会社に対し、市内県内の産品等の販売や地元の物を使った郷土料理を含むメニューの提供についてお願いしてきたところであり、現在でもとり天やニラ豚、だんご汁、りゅうきゅう丼に加え、お子様プレート等を取り揃えている。今後も幅広い層のお客様に利用していただけるよう、一層働きかけていきたいと考えている。」との回答を受けました。</p>